

マージン率等に係る情報提供について

エヌエス・テック株式会社
松本 事業所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間： 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

記

1. 令和6年6月1日付 派遣労働者数 10 人
2. 令和5年度 派遣先事業所数 3 件
3. 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 17,569 円
4. 令和5年度 派遣労働者の賃金の平均額 12,676 円
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を
控除した額を当該労働者に関する料金の平均額で除して得た割合 27.9 %
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 担当者： 武藤 博一 TEL： 0263-39-7360

対象者	訓練の内容	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの 平均実施時間
新規採用者	入社時に知っておきたい社会人のマナー	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間
1年以上の雇用見込者	ものづくり教育入門～初級～	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
2年以上の雇用見込者	トヨタ生産方式基礎講座～初級編～	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
3年以上の雇用見込者	トヨタ生産方式基礎講座～中級編～	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
4年以上の雇用見込者	品質管理 中級手法編(QC3級レベル)	OFF-JT	弊社	無償	有給	2.5時間

7. 派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和7年3月31日)

・協定対象者の範囲 (すべての派遣社員)

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項